

改正案

現行

<p>(訪問介護員等の員数) 第六条 (略)</p>	<p>(訪問介護員等の員数) 第六条 (略)</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が 第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号） 第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。） 第六条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。） の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス基準条例第五条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p>
<p>3・4 (略)</p> <p>5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>

十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

6 指定訪問介護事業者が第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八条 (略)

2 指定訪問介護事業者が第六条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年大分県条例第四十七号。以下「指定居宅介護支援基準条例」という。))第二十六条第三項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第四十四条 (略)

3 基準該当訪問介護の事業と

5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者

の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第六条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八条 (略)

2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年大分県条例第四十七号。以下「指定居宅介護支援基準条例」という。))第二十六条第三項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第四十四条 (略)

3 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護(指定介護予

第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第四十六条（略）

2 基準該当訪問介護の事業と第四十四条第三項に規定する第一号訪問事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（従業者の員数）

第五十条（略）

- 一（略）
- 二（略）

2（略）

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。）第五十条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス基準条例第四十九条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第五十条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準

防サービス基準条例第四十四条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業

とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第四十六条（略）

2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス基準条例第四十六条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（従業者の員数）

第五十条（略）

- 一（略）
- 二（略）

2（略）

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス基準条例

第五十条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス基準条例第四十九条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第五十条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準

を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第六十五条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（看護師等の員数）

第六十六条 （略）

2～4 （略）

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第十項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第七十一条第四項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされるときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十一条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居室において、理学療法、作

を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第六十五条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を

（看護師等の員数）

第六十六条 （略）

2～4 （略）

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第七十一条第四項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされるときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十一条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居室において、理学療法、作

業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第八十七条 (略)

254 (略)

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第三十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第四十二条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第四十二条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第八十七条 (略)

254 (略)

(新設)

第百条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者の員数)

第一百一条 (略)

一・二 (略)

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が

第一号通所事業（旧法第八条の

二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業

とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人以下の場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

257 (略)

8 指定通所介護事業者が第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業

とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の

人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第一百一条 (略)

一・二 (略)

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス基準条例第九十九条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）

の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス基準条例第九十八条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人以下の場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

257 (略)

8 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者

の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業

とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第九十九

条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百三条 (略)

2・3 (略)

4 前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

5 指定通所介護事業者が第百一条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(事故発生時の対応)

第百十二条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第百三条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百三条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第百一条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(新設)

(準用)

第百十四條 第九條から第十八條まで、第二十二條、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第三十九條まで、第四十一條、第四十三條及び第五十七條の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九條中「第三十條」とあるのは「第百八條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十八條及び第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第百十六條 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

2 (略)

(設備及び備品等)

第百二十條 (略)

2・3 (略)

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスの提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

(準用)

第百三十二條 第十條から第十三條まで、第十六條から第十八條まで、第二十條、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第三十九條まで、

第百十四條 第九條から第十八條まで、第二十二條、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第四十一條まで、第四十三條及び第五十七條の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九條中「三十條」とあるのは「第百八條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十八條及び第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第百十六條 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

2 (略)

(設備及び備品等)

第百二十條 (略)

2・3 (略)

(新設)

(準用)

第百三十二條 第十條から第十三條まで、第十六條から第十八條まで、第二十條、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第四十一條まで、

第四十一条、第四十三条、第四十四条、第四十五条及び第九十九条から第十二条の二までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第九十九条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第十二条の二第四項中「第九十九条第四項」とあるのは「第二百二十条第四項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第九十九条 (略)

一・二 (略)

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と

第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する

介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五人以下の場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

2 6 (略)

7 基準該当通所介護の事業と第一項第三号に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の

人員に関する基準を満たすことをもつ

、第四十三条、第四十四条、第四十五条及び第九十九条から第十二条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第九十九条第三項中「通所介護従業者」を「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第九十九条 (略)

一・二 (略)

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス基準条例第百十四条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）

の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五人以下の場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

2 6 (略)

7 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第百十四条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつ

て、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第三百三十五条 (略)

2・3 (略)

4 基準該当通所介護の事業と第三百三十三条第一項第三号に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことができる。前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第三百三十六条 第九条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第二十八条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条(第五項及び第六項を除く。)、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第五十七条、第一百条及び第四節(第四百一条第一項及び第四百十四条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第三十条」とあるのは「第八十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十八条及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第四百四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第三百三十七条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション

て、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第三百三十五条 (略)

2・3 (略)

4 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス基準条例第六十六条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことができる。前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第三百三十六条 第九条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第二十八条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条(第五項及び第六項を除く。)、第三十九条から第四十一条まで、第四十二条、第四十三条、第五十七条、第一百条及び第四節(第四百一条第一項及び第四百十四条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第三十条」とあるのは「第八十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十八条及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第四百四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第三百三十七条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション

(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第四百二十二条 (略)

255 (略)

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十七条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(定員の遵守)

第六百六十六条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、規則で定める利用者数を超えて、静養室に

(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第四百二十二条 (略)

255 (略)

(新設)

(定員の遵守)

第六百六十六条 (略)

(新設)

において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(指定通所介護事業所等との併設)

第八十三条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(準用)

第八十九条 第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条(第五項及び第六項を除く。)、第三十九条から第四十一条まで、第四十三条、第五十七条、第九十九条、第一百一十一条、第一百二十二条、第一百四十八条並びに第四節(第一百五十五条第一項及び第六十九條を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第九十九条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を

(指定通所介護事業所等との併設)

第八十三条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)

又は社会福祉

施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(準用)

第八十九条 第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条(第五項及び第六項を除く。)、第三十九条から第四十一条まで、第四十三条、第五十七条、第九十九条、第一百一十一条、第一百二十二条、第一百四十八条並びに第四節(第一百五十五条第一項及び第六十九條を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第九十九条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を

想定した場合を含む。)においても行わなければならない」と、第五十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第六十一条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第六十六条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

第二百十八条 (略)

2 (略)

(削る)

(従業者の員数)

第二百十九条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 看護職員又は介護職員 イからハまでに定めるとおりとする。

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数

が三又はそ

の端数を増すごとに一

以上であること。

ロ・ハ (略)

三・四 (略)

3 (略)

想定した場合を含む。)においても行わなければならない」と、第五十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第六十一条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第二百十八条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合に

ついては、第五節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

(従業者の員数)

第二百十九条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 看護職員又は介護職員 イからハまでに定めるとおりとする。

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ・ハ (略)

三・四 (略)

3 (略)

第二百二十四条 削除

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第二百二十四条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならぬ。

(準用)

(準用)

第二百四十九条 第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十四条から第四十一条まで、第四十三条、第五十六条、第五十七条、第一百一十一条、第一百十二条、第二百二十三条、第二百二十五条から第二百二十八条まで、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十四条から第二百三十六条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定施設従業者」と、第三十五条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第二百二十五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十四条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第二百四十九条 第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十四条から第四十一条まで、第四十三条、第五十六条、第五十七条、第一百一十一条、第一百十二条、第二百二十三条 から第二百二十八条まで、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十四条から第二百三十六条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定施設従業者」と、第三十五条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第二百二十五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十四条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第二百二十四条 削除

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第二百二十四条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならぬ。

（準用）

第二百四十九条 第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十四条から第四十一条まで、第四十三条、第五十六条、第五十七条、第一百一十一条、第一百二十二条、第二百二十三条、第二百二十八条まで、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十四条から第二百三十六条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定施設従業者」と、第三十五条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第二百二十五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型指定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十四条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

（適切な研修の機会の確保

）

（準用）

第二百四十九条 第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十四条から第四十一条まで、第四十三条、第五十六条、第五十七条、第一百一十一条、第一百二十二条、第二百二十三条、第二百二十八条から第二百二十八条まで、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十四条から第二百三十六条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定施設従業者」と、第三十五条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第二百二十五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型指定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十四条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

（適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）

第二百五十九条 (略)

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きんざん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(準用)

第二百七十七条 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十七条、第三十三条、第三十五条から第四十一条まで、第四十三条、第五十七条、第九十九条第一項及び第二項、第二百五十五条、第二百五十八条から第二百六十条まで並びに第二百六十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条中「第三十条」とあるのは「第二百七十七条において準用する第二百五十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。）」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第九十九条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百五十五条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十九条第一項及び第二百六十条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第二百五十九条 (略)

(新設)

(準用)

第二百七十七条 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十七条、第三十三条、第三十五条から第四十一条まで、第四十三条、第五十七条、第九十九条第一項及び第二項、第二百五十五条、第二百五十八条から第二百六十条まで並びに第二百六十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条中「第三十条」とあるのは「第二百七十七条において準用する第二百五十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。）」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第九十九条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百五十五条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十九条 及び第二百六十条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。